［二　略］

三　第一項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ヘ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四　空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、ローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の無線局から送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から送信される搬送波（空中線電力は一〇〇ミリワット以下であること。）、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

［五・六　略］

［4～6　略］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル５Ｇの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・六GHz以下の周波数の電波を送信するもの及びローカル５Ｇ（四・六GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用する場合に限る。）の基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

［イ～ホ　略］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機

［(イ)～(ハ)　略］

［二　同上］

三　第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いて第一項第一号ヘ(1)に掲げる基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

四　空中線電力（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち時分割複信方式を用いるものであつて三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を使用するものから送信される搬送波、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行うもののうち周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波、時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムから送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）は、二〇〇ミリワット以下であること。

［五・六　同上］

［4～6　同上］

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、時分割複信方式を用いるものであつて、三・四GHzを超え四・一GHz以下又は四・五GHzを超え四・九GHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1)　基地局

［(イ)～(ハ)　同上］